

令和4年9月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和4年9月26日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和4年9月26日(月)午後1時30分から午後2時8分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(13人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	10 番 :	忠 貞夫
委 員 :	13 番 :	馬場 勝	委 員 :	12 番 :	今井 輝子
			委 員 :	14 番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(7人)

委 員 :	中条 : 15 番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 : 16 番 :	高橋 一栄
			委 員 :	乙 : 18 番 :	石栗 博美
委 員 :	築地 : 19 番 :	小熊 威	委 員 :	築地 : 20 番 :	浮須 宗之
委 員 :	黒川 : 21 番 :	今井 明	委 員 :	黒川 : 22 番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(2人)

委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	乙 : 17 番 :	小泉 正
-------	-------	-------	-------	------------	------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和4年9月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、3番本間浩委員、4番南波雅子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、8月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>9月16日、9月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様にご覧いただき審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、使用貸借権の再設定が1件、譲渡人からの要望による売買が1件の、計2件であります。</p> <p>1番の案件は、村松浜地内の畑について使用貸借権を再設定するもので、面積の合計は27筆18,003㎡、期間は令和4年9月26日から令和14年9月25日までであります。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により高野、横道及び平木田地内の田及び畑について売買するもので、面積の合計は12筆24,050㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る9月16日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は使用貸借権の再設定が1件、譲渡人からの要望による売買が1件の、</p>

	<p>計 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
11 番	<p>2 番の案件ですけれども、あまりにも値段が安いので、これは何か理由があつてのことでしょうか。</p>
事務局	<p>こちら譲渡人の方から要望ということで今回売買となりましたが、この方が胎内市に所有している土地を全て、できるだけ早く売りたい、ということで話が始まりまして、それでこの金額でということであります。</p>
11 番	<p>胎内市の農地を全部手放したいということか。</p>
事務局	<p>はい、ただ一部相続が難しい畑が残りますが、それ以外は手放すことになります。</p>
11 番	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p>
	<p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件であります。</p> <p>1 番の案件は、築地地内の休耕畑において住宅建築のための転用で、申請者が平成 3 年に住宅を増築しましたが、今回建物の表題登記を行うために測量したところ、農地の一部が許可を受けずに利用していたことが判明したものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。申請面積は 243 m²、建築面積は 13 m²であります。</p>

	<p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、住宅建築のための転用が1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、再発防止に努めるという始末書も提出されていることから、事前審査会ではやむを得ないものと判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>第3号議案は、住宅建築のための転用が1件であります。</p> <p>1番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は285㎡、建築面積は101.91㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円です。</p> <p>第3号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、13 番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13 番	<p>それでは、ご報告いたします。 第 3 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第 3 号議案は県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。 次に、第 4 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 第 4 号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。 議案書 5 ページをお願いします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 26 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 2 件、使用賃借権を新規に設定するものが 6 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 3 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 15 件の、計 26 件であります。</p> <p>1 番は、中間管理事業により 15 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、24,000 円であります。</p> <p>2 番から 8 番の農地集積につきましては、非担い手の離農を契機としまして、菅田地内の人・農地プランのエリアの一部を対象に、農地中間管理機構を活用して担い手に農地を集積する、地域集積協力金に取り組むためであります。</p>

	<p>2番は、農地集積のため中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、16,000円であります。</p> <p>3番から5番、及び議案書6ページの6番から8番は、農地集積のため中間管理事業により10年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>9番と10番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円から20,000円であります。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>11番は、労力不足により認定農業者に4年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ50kgであります。</p> <p>12番から15番は、労力不足により認定農業者に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円から16,000円、またはコシヒカリ120kgであります。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>16番から20番は、労力不足により認定農業者等に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は6,000円から22,000円、またはコシヒカリ120kgであります。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>21番は、労力不足により農業者に10年間の使用賃借権を再設定するものであります。</p> <p>22番から25番は、労力不足により認定農業者に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ60kgからコシヒカリ90kgであります。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p> <p>26番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ60kgであります。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から26番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の1番から26番の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から26番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが2件、使用賃借権を新規に設定するものが6件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが3件、労力不足により賃借権を再設定するものが15件の、計26件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定の1番から26番について、事務局及び事前審査委</p>

	<p>員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の1番から26番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の利用権設定の1番から26番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権設定の27番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p>(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の27番をご説明いたします。</p> <p>27番は、労力不足により認定農業者に5年間の使用貸借権を再設定するものであります。</p> <p>第4号議案の利用権設定の27番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の27番の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の27番は、労力不足により使用貸借権を再設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定の27番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けい</p>

	<p>たします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案の利用権設定の27番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p>(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の27番については、承認することに決定いたしました。 次に、第5号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案をご説明いたします。 議案書11ページをお願いします。 第5号議案は、農地パトロールにより耕作放棄地のB分類と判定された農地であります。 1番から議案書18ページの37番までは荒井浜地内の畑85筆、38番から議案書24ページの64番までは坪穴地内の田及び畑の76筆、65番から議案書25ページの68番までは坂井地内の田及び畑の18筆であります。 いずれの案件も現況は原野化しており、農地への復元は困難であると考えられます。 第5号議案は、農地法の対象となる農地ではないものと考えられることから、農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。 26ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第5号議案の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
13番	<p>それでは、ご報告いたします。 第5号議案は耕作放棄地のB分類と判定された農地であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「非農地」として判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>

議長	ただ今、第5号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。
2番	これは事務局に要望なのですが、今回の5号議案の68番まで大変多くの面積が出ておるのですが、できれば最後に総合計の面積を記入してもらえれば、参考資料になると思います。また、今回はこのくらいの地域のパトロール後の面積が出てきた訳ですが、この後にも来月あたりから非農地の判断の議案が出てくるのでしょうか。お願いします。
事務局	今回皆さまに農地パトロールをして頂いた結果につきましては、今資料を現地確認を含めて行っておりますが、例年どおり11月頃に同様に非農地の判断ということで議案を出させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。後、面積の総合計ということで次から記載させていただきます。
2番	面倒かけます。
議長	今回乙と黒川ということは、次は築地と中条か。
事務局	いえ、今回の議案は今まで懸案事項であったものにつきまして出させていただいたものでありまして、今回のパトロールではなく過去のものでありますので、今後もこういった形で農地に復旧するには難しいという所については、国の方針もあるのですが、次々とさせていきたいところでございます。
議長	今回発生したところでは無いということですね。
事務局	はい。
議長	質問等が他にないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第5号議案について、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。
	(農業委員：挙手)
議長	賛成多数と認めます。 よって、第5号議案は「非農地」と判断することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和4年9月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和4年9月26日

議 長

3 番

4 番
